倉敷市立小学校・中学校・特別支援学校（小学部・中学部）における
不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱い及び成績評価（試行）について

１　方針

倉敷ふれあい教室（適応指導教室）以外の公的機関やフリースクールなどの民間施設への通所、及びＩＣＴ等を活用した自宅等における学習支援を受けている不登校児童生徒は、指導要録上では出席扱いとすることができることとする。

また、その際に行った学習の成果を成績に反映することができることとする。

２　不登校児童生徒の学習活動と出欠の取扱い及び成績評価

不登校児童生徒が行っている学習活動			出欠の取扱い及び、成績評価	
			R6 まで	R7 以降
通室・通所による学習活動	倉敷ふれあい教室（対面指導）	小中学校	○	○
		倉敷支援学校小中学部	―	―
	倉敷ふれあい教室以外の**公的機関　県:My Place** （岡山御津・鴨方高校内設置）高校進学を目指す中学生対象		×	○
	不登校児童生徒の相談・指導を目的とした民間施設 （フリースクールなど）		×	○
	学習塾や療育施設		×	×
自宅における学習活動	倉敷ふれあい教室（オンライン指導）	小中学校	○	○
		倉敷支援学校小中学部	―	―
	倉敷ふれあい教室以外の**公的機関** **県:まんまリンク**（岡山県総合教育センター設置）		×	○
	民間施設が行うオンライン指導		×	○
	学校と自宅のオンライン指導		×	○
	在籍校担任等と計画を立てることなく、自宅で学習（宿題等）する		×	×
	あらかじめ在籍校担任等と計画を立て、自宅で学習（宿題等）する		×	○
	在籍校担任等と計画を立てることなく、自宅でオンライン学習をする		×	×
	あらかじめ在籍校担任等と計画を立て、自宅でオンライン学習をする		×	○

○…出席扱いと「することができる」　　×…出席扱いと「することができない」

３　不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映するための要件

（１）学習の計画・内容が、在籍する学校の教育課程に照らし適切であること。

（２）学校と保護者の間に十分な連携協力体制が保たれ、学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握していること。

（３）学校が、訪問による対面指導等を通じて、当該児童生徒本人から学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握し、適切な関わりを維持すること。

４　その他

（１）校長は、各施設等からの児童生徒の活動や学習状況の報告に基づき、出席扱い及び成績評価へ反映することができるかどうかの判断をする。

（２）出席扱いとなる児童生徒は、「スポーツ振興センター給付」、「通学定期適用」の対象となる。

（３）令和７年１０月１日から試行的運用を実施し、児童生徒や民間施設等の状況に応じ、令和７年４月１日に遡り、適用できることとする。

（４）試行的運用の実施のため、内容等については、今後変更になる場合がある。
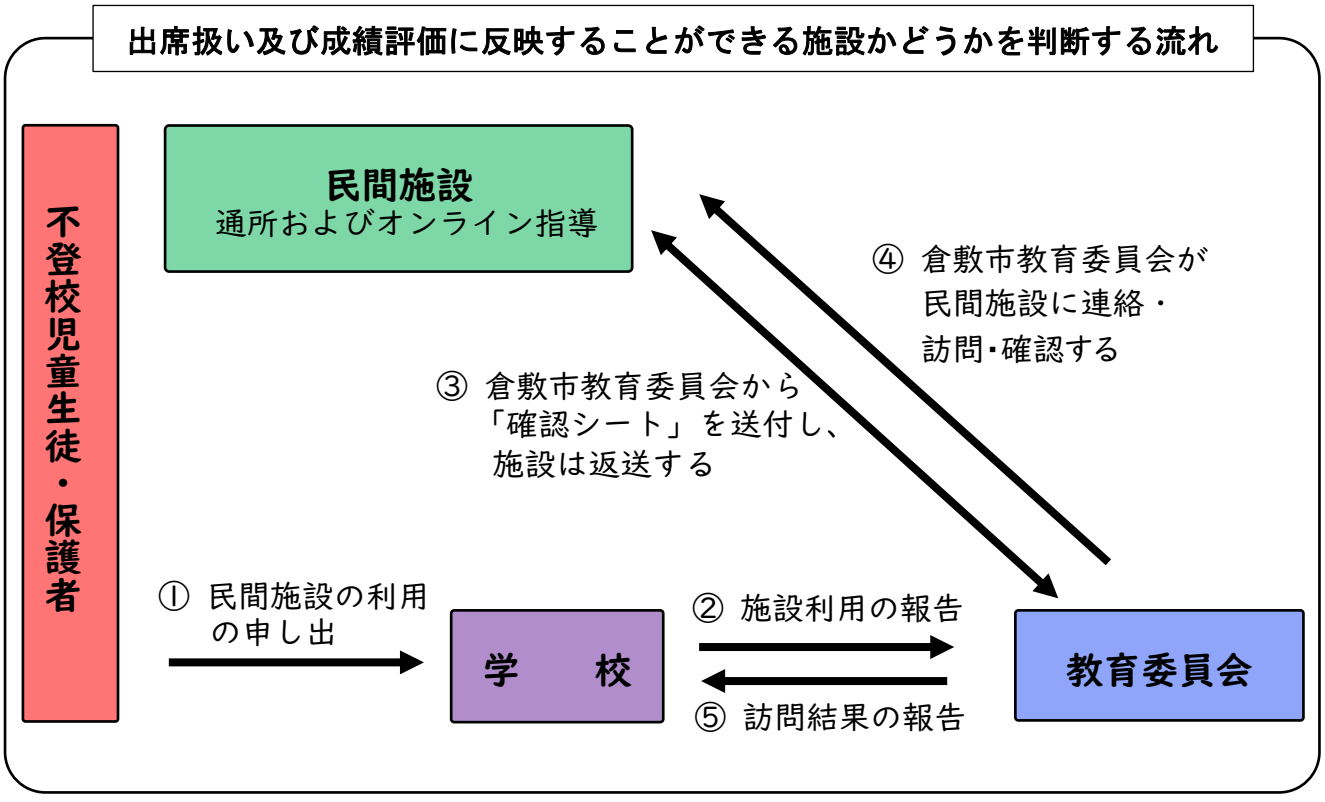
（５）問い合わせは、在籍する倉敷市立小・中・特別支援学校
または、倉敷市教育委員会指導課（０８６－４２６－３８３１）